

記入例

■届書は鉛筆や消えやすいインク（消せるボールペンなど）で書かないでください
■誤ったときは、修正テープなど使用せずに、二重線で訂正してください

同居中の場合は、空欄にしてください。

離婚届

届出する年月日を記入してください。

令和 年 月 日届出

受理	令和 年 月 日				
第	号				
通知(送)	この部分には記入しないでください。				
第					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票 通知

離婚届と同時に「住所変更」の手続きをする場合は、**変更後の新住所**・を記入してください。（住所変更の手続きは土日、祝日はできません）
※転入・転居には、離婚届とは別に住民異動の届出が必要になります。

それぞれ署名をしてください

富野 朝日
富野 瑞穂

父母の氏名を記入してください。
※亡くなられていても記入が必要です。

未成年（18歳未満）の子がいる場合は、親権を定めて記入してください。
※親権を決めても子どもの戸籍は変わりません。
子どもの戸籍を異動する場合は、離婚届出後に入籍届が必要です。

確認	通知
記入不要	

(フリガナ)	夫 トミノ アサヒ	妻 トミノ ミズホ
(1)氏名	富野 朝日	富野 瑞穂
生年月日	平成 8 年 1 月 1 日	平成 9 年 1 月 2 日
住所	北海道富良野市弥生町 1番1号	北海道富良野市弥生町 1番1号
本籍	北海道富良野市弥生町1 番地 番	
(2)筆頭者の氏名	富野 朝日	
父母及び養父母の氏名 父母との続き柄	夫の父 富野 太郎 続き柄 長男 母 東山 良子	妻の父 山部 次郎 続き柄 三女 母 山部 花子
(3)養父 続き柄 養父 続き柄 養母 続き柄 養女		
(4)離婚の種別	☒ 協議離婚 年 月 日成立 ☐ 和解 年 月 日成立 ☐ 調停 年 月 日成立 ☐ 請求の認諾 年 月 日認諾 ☐ 審判 年 月 日確定 ☐ 判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☒ 妻 は ☒ 新しい戸籍をつくる	
(5)未成年の子の氏名	北海道富良野市末広町2 番地 番 筆頭者の氏名 山部 瑞穂	
父母双方が親権を行う子	富野 小次郎	
父(夫)が親権を行う子	富野 幸子	
母(妻)が親権を行う子	富野 良子	
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子		
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが□のようにするしをつけてください。	夫 ☒ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	妻 ☒ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
1 台湾
2 パレスチナ（ヨルダン川西岸地区及び東エルサレム）
そのほかに必要なもの

昼間、連絡のとれる連絡先を記入してください。

住所を定めた年月日	
夫	記入不要
妻	

連絡先	電話 090 (0000) 0000
	自宅・勤務先 [] 携帯

事件簿番号	
-------	--

(6)同居の期間	令和 2 年 8 月 から 年 月 まで
(7)別居する前の住所	番地 番 号
(8)別居する前の世帯のおもな仕事と	☒ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年… ）
(9)夫妻の職業	夫の職業
その他	
届出人署名（※押印は任意）	夫 富野 朝日 印 妻 富野 瑞穂 印
証人（協議離婚のときだけ必要です）	
署名（※押印は任意）	富野 太郎 印 山部 花子 印
生年月日	昭和 41 年 5 月 13 日 昭和 59 年 10 月 28 日
住所	北海道富良野市弥生町 1番1号 北海道旭川市宮前1条3丁目 3番1号
本籍	北海道富良野市弥生町1 番地 番 北海道旭川市宮前1条3丁目 3 番地 番

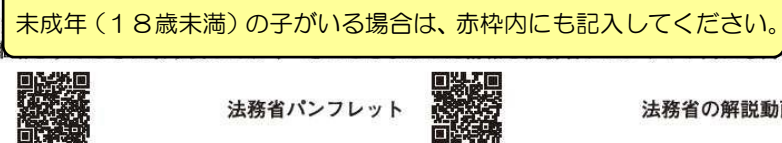
必ず本人が自署してください。
※枠外にもそれぞれ署名してください。
※押印は任意です。

「協議離婚」の場合は、証人が2人必要です。18歳以上の方であれば親族でもなれます。
※必ず本人に自署してもらってください。
※押印は任意です。
※「同上」「同左」など使用せず、すべて記載してもらってください。

婚姻で氏が変わった方は、離婚後の氏と戸籍を次の中から選んでください。
①もとの戸籍にもどる→もどる本籍、筆頭者の氏名を記入してください。
②自分で新戸籍をつくる→離婚後の本籍、筆頭者の氏名を記入してください。（筆頭者の氏名は離婚後に戻る氏で記入）
③引き続き今までの氏を使う→欄には何も記入せず、「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」が別に必要です。離婚届と同時にまたは離婚の日から3か月以内に提出してください。

離婚後の子育ての分担について
☒ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。
親子交流について
☒ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。
経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにするしをつけてください。
養育費の分担について
☒ 取決めをしている。 ☐ まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にするしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の養育費の負担等について、協議で定めることが必要です。
詳しくは、各市区町村の法務省 離婚



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp